

大網白里市制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大網白里市が発注する建設工事若しくは製造の請負、物品の購入又は設計、測量、調査等の委託業務その他の役務の提供等の契約において実施する地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札の実施に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 対象となる案件（以下「対象案件」という。）は次の各号とする。ただし、対象案件の性質、目的その他特別の理由により一般競争入札に適さないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 設計金額（消費税及び地方消費税の相当額を含む。以下同じ。）が200万円を超える工事又は製造の請負
- (2) 設計金額が150万円を超える財産の買入れ
- (3) 設計金額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 前3号に掲げる事業以外の事業で設計金額が100万円を超えるもの

(入札参加者の資格要件)

第3条 入札参加者は、対象案件の公告日において大網白里市建設工事等入札参加資格者名簿に掲載されている者のうち、千葉県建設工事請負業者指名停止措置要領、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準又は大網白里市建設工事請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、対象案件の公告日から当該対象案件の開札日までの間受けていない者でなければならない。

2 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号に該当する者は、入札に参加できないものとする。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は対象案件の開札日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 建設工事において、対象案件の公告日から当該対象案件の開札日までの間、当該対象案件の工事場所より最近部が100m以内の地域において、種を同じくす

る本市が発注した工事を請け負っている者は入札に参加できないものとする。

4 同一人が代表者となっている法人等は、重複して当該入札に参加することができないものとする。

5 対象案件において、その種類又は性質により、入札に参加する者の資格要件を定めたときは、当該資格を有する者でなければならない。

(資格要件の決定)

第4条 前条第5項の規定により定める資格要件は、入札参加資格要件設定資料(別記第1号様式)により事業担当課長が作成し、大網白里市建設工事入札参加資格委員会(以下「資格委員会」という。)において審議し、その答申を受けて市長が決定する。

(公告)

第5条 市長は、施行令第167条の6及び大網白里市財務規則(平成7年規則第2号)第124条の規定により、別記第2号様式に準じて、掲示場に掲示するとともに、入札情報サービス等インターネット上への掲載により公告を行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、財政課協掲示板及び建設業界新聞等に情報提供を行う等幅広く公表に努めるものとする。

(入札参加資格の確認申請)

第6条 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(別記第3号様式)及び必要な添付書類(以下「資格確認資料」という。)を、当該公告に示す申請期限日までに電子入札システムを利用して提出しなければならない。ただし、紙入札業者による入札を認められた場合にあつては、別に定めるところにより、紙媒体で提出するものとする。

(設計図書等の縦覧・配布)

第7条 契約担当課長は、公告日以降速やかに対象案件における設計書、仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)の縦覧又は配布を行うものとする。

2 設計図書等の配布は、入札情報サービス等インターネット上に掲載して行うものとする。ただし、インターネット上に掲載できない場合は、有償により配布することとする。

(設計図書等に対する質疑)

第8条 設計図書等に対する質疑があるときは、当該公告に示す締切日時までに、電子メールで財政課に申込むものとし、持参は受け付けないものとする。ただし、

質疑を申出た入札参加者のうち当該方法によりがたいと認められる場合は、FAXを利用することができる。

- 2 前項ただし書きにより、FAXを利用した入札参加者は、当該質疑に係る書面を送信後、財政課へ到着の確認をしなければならない。
- 3 契約担当課長は、事業担当課長が作成した質問に対する回答を取りまとめ、財政課協掲示板に掲示するとともに、入札情報サービス等インターネット上に掲載するものとする。

(入札参加資格の確認)

第9条 第6条の入札参加申請に係る入札参加資格の有無の確認は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事前審査方式

ア 契約担当課長は、提出された資格確認資料に基づき、別記第4号様式(その1)により入札参加資格確認申請者一覧を作成し、資格委員会に提出するものとする。

イ 資格委員会は、前項の資格確認の結果を審議し、別記第4号様式(その2)により市長に答申するものとする。

ウ 市長は、資格委員会の意見を聴いて資格の有無を決定するものとする。
ただし、入札参加資格があると認めた者が開札日までの間に第3条に規定する入札参加資格を欠くこととなったとき、又は申請書等に虚偽があると判明したときは、入札参加資格を取り消すことができるものとする。

エ 資格の有無の確認は、申請期限日をもって行うものとする。

(2) 事後審査方式

契約担当課長は、入札参加者に必要な資格の一部について確認審査を行うものとする。なお、入札参加資格の有無の決定は、第14条の規定により開札後に実施する。

- 2 契約担当課長は、資格の確認結果を申請期限日から原則として12日以内に電子入札システムで行うものとする。ただし、紙入札業者による入札を認められた場合にあつては、別記第5号様式により通知するものとする。
- 3 入札参加資格がないと認められた者は、前項の通知を受け取った日の翌日から3日以内(閉庁日を除く。)に書面をもって契約担当課長に説明を求めることができる。
- 4 契約担当課長は、前項の説明を求められた日から3日以内(閉庁日を除く。)

に書面をもって回答するものとする。

5 前項の説明に対し、不服のある場合には、「大網白里市入札及び契約の過程に関する苦情処理手続要綱」（令和7年3月31日制定）に規定する方法により苦情を申立てることができる。

（入札保証金）

第10条 入札保証金は免除とする。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

（入札金額内訳書の提出）

第11条 入札の際に提出する入札金額内訳書は、次の各号に該当する場合に提出するものとする。ただし、公告において指示があった場合は、当該指示によるものとする。

- （1） 予定価格が200万円を超える建設工事
- （2） 予定価格が100万円を超える設計書に基づく業務委託
- （3） その他市長が必要と認めた場合

（入札の辞退）

第12条 入札参加者は、開札開始日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

（入札の執行）

第13条 入札参加者は、開札の執行にあたり立ち会うことができる。

2 入札参加者又は入札を行った者が1人以下である場合は、入札を取りやめるものとする。ただし、本店又は支店等の所在地に係る資格要件を設定しないときは、この限りでない。

（入札参加資格の事後確認）

第14条 事後審査方式における落札候補者に対する入札参加資格の確認については、次のとおり実施するものとする。

- （1） 契約担当課長は、開札後、落札候補者に対し速やかに連絡し、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（別記第6号様式）とともに、公告で求められた書類（以下「資格確認書類」という。）の提出を求めるものとする。
- （2） 落札候補者は、契約担当課長から資格確認書類の提出を求められた日を含め2日以内（閉庁日を除く。）に資格確認書類を提出しなければならない。た

だし、契約担当課長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

(3) 契約担当課長及び事業担当課長は、資格確認書類に基づき審査し、落札候補者が入札参加資格を満たしていると判断した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

(4) 契約担当課長は、開札日を含めて原則3日以内（閉庁日を除く。）に落札者を決定し、落札者にのみ連絡するものとする。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

2 落札候補者が、正当な理由なく落札者となることを辞退したとき、提出期限までに資格確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、当該落札候補者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者（以下「次順位候補者」という。）を落札候補者とみなして、資格確認書類を確認するものとする。

3 前項において、次順位候補者に入札参加資格があると認めたときは、当該次順位候補者を落札者とし、次順位候補者に入札参加資格がないと認めたときは、前項の規定による方法を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

4 落札候補者となった者は、特別な理由がない限り、自ら辞退することはできない。また、落札候補者となったにも係らず落札候補者が辞退した場合又は資格確認申請書を提出しない場合は、当該案件と同日に落札候補者となった案件における落札候補者の資格も失うものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第15条 契約担当課長は、事後審査方式において、落札候補者が入札参加資格を有しないとされた場合は、その旨を事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適合通知書（別記第7号様式）により通知する。

2 前項の規定により、通知を受けた落札候補者は当該通知を受け取った日の翌日から3日以内（閉庁日を除く。）に、書面をもって契約担当課長に説明を求めることができる。

3 契約担当課長は、前項の規定による書面の提出を受けた場合は、当該書面による説明を求められた日から3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって回答するものとする。

（準用）

第15条の2 第9条第5項の規定は、入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明について準用する。

(秘密の保持)

第16条 申請者から提出された資格確認資料は、申請者には返還せず、及び公表しないものとする。ただし、事後審査方式における資格確認書類のうち、落札者決定に係る書類についてはこの限りではない。

(入札結果の公表)

第17条 落札者の決定後、速やかに、入札の結果を入札結果等の公表に関する事務取扱規程（平成11年訓令第2号）及び大網白里市電子調達システム運用基準の規定により公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

(その他事項)

第18条 その他の事項については、次の各号のとおりとする。

- (1) 原則、資格確認資料作成説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札に参加を希望する者は、大網白里市電子入札約款及び大網白里市電子調達システム運用基準並びに契約書案を熟読し、遵守すること。
- (3) 落札者の決定後、当該対象案件の契約締結までの間において、当該落札者が公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (4) 落札候補者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、資格確認申請書を提出しない場合又は入札参加資格確認書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 資格確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (6) 提出された資格確認資料は、返却しない。

2 この要領に定めるもののほか、制限付き一般競争入札実施に関し必要な事項は、資格委員会の意見を聴いて、市長が決定するものとする。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成23年10月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に、大網白里町建設工事に係る制限付き一般競争入札の試行実施要領、業務委託に係る制限付き一般競争入札の実施要領により公告され、入札執行されている案件については、当該要領の定めるところによる。

(大網白里町建設工事に係る制限付き一般競争入札の試行実施要領、業務委託に係る制限付き一般競争入札の実施要領の廃止)

- 3 大網白里町建設工事に係る制限付き一般競争入札の試行実施要領（平成13年制定）、業務委託に係る制限付き一般競争入札の実施要領（平成18年制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年12月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日までに引渡しを受ける工事等については、この要領の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年8月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に公告した工事等については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に公告した工事等については、この要領の規定にかかわ

らず、なお従前の例による。